

教育庁義務教育課 Open メールアカウント利用に関する規程

令和2年9月8日 義務教育課長決裁

改正 令和3年3月26日 義務教育課長決裁

(目的)

第1条 この規程は、教育庁義務教育課が市町村立義務教育諸学校の教職員に提供する沖縄県教育情報ネットワーク メールアカウント(以下、「Open メールアカウント」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(Open メールアカウントの利用について)

第2条 Open メールアカウントの利用にあたっては、本規程及び「沖縄県教育情報ネットワーク利用規程」、「沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程」並びに「各市町村ネットワーク規定(仮称)」を順守しなければならない。

2 Open メールアカウントは業務用にのみ使用することとし、学校における教育・研究活動並びに校務遂行のために利用するものとする。

(Open メールアカウントの発行について)

第3条 教育庁義務教育課が発行する市町村立義務教育諸学校の教職員用 Open メールアカウントの種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 個別メールアドレス
- (2) 臨任等用アカウント

2 Open メールアカウントの発行基準については別表1に定める。

(個別メールアドレス)

第4条 教育庁義務教育課は、市町村立義務教育諸学校教職員として採用されたすべての職員に対し、第3条第1項第1号に規定する個別メールアドレスを発行する。

2 個別アカウントの仕様については、下記のとおりとする。

(例) XXXXXXXXXX @open.ed.jp

①

②

(1) ①のXXXXXXXXXXの部分(以下、メールアドレス)は、姓名のアルファベットを8~10文字に短縮したものとし、重複することの無いように定める。

(2) ②の@以降の部分(以下、ドメイン名)は、open.ed.jpとする。

3 原則としてメールアドレスの変更は認めない。ただし、姓名の変更やその他やむを得ない理由があると認められる場合は、申請によりメールアドレスを変更(メール様式1-1を申請)することができる。

4 個別アカウントの利用期間は、市町村立義務教育諸学校教職員として在職する期間とする。

(臨任等用アカウント)

第5条 教育庁義務教育課は、すべての市町村立義務教育諸学校に対し、臨任等用アカウントとして、学校ごとに原則として20アカウント発行する。

2 臨任等用メールアカウントの仕様については、下記のとおりとする。

(例) 学校名-△ 2001 @open.ed.jp

① ② ③

(1) ①の「-△」は、小学校の場合は「-e」、中学校の場合は「-j」、小中併置校の場合は「-ej」とする。

(2) ②の数字2桁は、そのメールアドレスの発行年度の西暦下2桁とする。

(3) ③の数字は、各学校の発行順に連番を採番する。

3 臨任等用メールアカウントのドメイン名は open.ed.jp とする。

4 臨任等用メールアカウントの使用期限は 1 年間とし、上記、第 5 条第2項第2号で示す発行年度限りとする。

5 臨任等用メールアカウントは臨時的任用教員及びALT用としてのみ使用するものとし、他の業務用としての使用は不可とする。

6 臨任等用メールアカウントは、毎年度、4月に発行し3月末日に利用を停止する。

(外部提供用アカウント)

第6条 県立学校以外の利用者を対象として、外部提供用アカウントを発行する。

2 アカウントの発行については、必要とする団体、研究会の代表、市町村立学校の学校長、市町村教育委員会が申請(様式3)した後に行う。

3 期限は、原則3年とし、延長申請することにより3年延長することができる。利用期間の上限は定めない。

4 上記、期限を超えたアカウントについては、利用を停止する。

5 利用休止・利用再開(様式5)については、学校長より市町村教育委員会経由で県立総合教育センターへ申請すること。

6 アカウントの仕様については、別表Iに定める。

(外部提供用アカウントの利用停止・再開・変更について)

第7条 アカウントの利用が、本利用規程の定めに対し適切でないと判断される場合、県立総合教育センター所長は利用を停止する措置を行う。

2 アカウントについて、外部からの攻撃、不正アクセス等、不審な通信が疑われる場合、県立総合教育センター所長は、予防的な措置として当該アカウントを一時的に停止する。調査にあたって必要な場合は、本人立ち合いのもと、送受信記録等の確認を行う。

3 アカウントの変更(様式4)、利用休止・利用再開(様式5)については、学校長より県立総合教育センターへ申請すること

(Openメールアカウント利用における禁止事項)

第8条 Openメールアカウントを利用するにあたって、以下の各号に掲げる行為を禁止する。

(1) Openメールアカウントの他者への譲渡、貸与・共用すること

- (2) Openメールアカウントとパスワードを他のインターネットサービスで使用する(使い回し)
- (3) パスワードを他者へ開示すること
- (4) パスワードの変更を行うこと
- (5) 個人情報及びプライバシーの保護に反する行為
- (6) 著作権等の知的財産権及び肖像権等の権利を侵害する行為
- (7) ネットワーク運営に支障を及ぼす行為
- (8) 他者を誹謗中傷する行為
- (9) 受信したメールを自動的に他のアカウントへ転送設定すること(自動転送設定)
- (10) ポータブルメールソフトをUSBメモリ等持ち運び容易な記録媒体上で動作させる行為
- (11) その他、法令及び公序良俗に反する行為

(Openメールアカウント利用の停止)

第9条 Openメールアカウントの利用が、本利用規程及び「沖縄県教育情報ネットワーク利用規程」、「沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程」並びに「各市町村ネットワーク規定(仮称)」の定めに対し適切でないと判断される場合、義務教育課長は利用を停止する措置を行う。

(クラウドストレージ(OneDrive, GoogleDrive)の利用)

第10条 OneDrive及びGoogleDrive(以下、「クラウドストレージ」という。)の利用に当たっては、以下の各号に掲げる行為について留意すること。

- (1) 児童生徒、保護者及び職員等の個人情報が記載されたデータ、校務上、秘密を保持する必要があるデータを、クラウドストレージへ保存してはならない。
- (2) クラウドストレージにデータを保存する際は、著作権法等を遵守し、知的財産権及び肖像権等を侵害しないこと。
- (3) クラウドストレージに保存されたデータを共有する場合は必要最小限の人数で行うこと。その際、取り扱うデータも必要最小限とすること。
- (4) クラウドストレージ使用に当たっては、本規定及び「各市町村セキュリティ対策基準(仮称)」を遵守すること。

(免責)

第11条 教育庁義務教育課は、天災、停電、事故、その他の障害によるデータの消失等の他、Openメールアカウントの利用に際して発生するいかなる不利益及び損害に対しても責任を負わない。

附則

この規程は、令和2年9月8日から施行する。

Openとは、Okinawa Prefectural Education Network(沖縄県教育情報ネットワーク)の略である。

(別表1)

Open メールアカウント発行基準

Open : Okinawa Prefectural Education Network (沖縄県教育情報ネットワーク)

種類	【発行基準・留意事項】	@ドメイン名
1 個別	市町村立学校教職員へ 業務用 個別メールアカウントを一人に1アカウント発行する。	@open.ed.jp
2 臨任等用	①臨任等用アカウントとして各学校に原則として20アドレス発行する。 ②使用期限は1年間。毎年、新アカウント・新パスワードを発行し配布する。 ③学校において臨任等用アカウントが不足する場合、【メール様式1】により学校から市町村教育委員会への申請に応じて不足分を県立総合教育センターにて追加発行する。	@open.ed.jp
3 外部提供用	研究会の代表、市町村立学校の学校長、市町村教育委員会が申請した場合に アカウントを期間限定で発行する。 外部提供用学校アカウント申請校のアカウントは、県立総合教育センターで別途定める。 (例) <u>2021</u> <u>XXXX</u> @open.ed.jp	@open.ed.jp

+